

# 「教育財政」関連資料

## 【目次】

頁

### 【教職員の配置・給与関係】

1 公務員の総人件費改革

2 公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

3 公立小・中学校における教職員配置の例

4 学校への支援(加配教職員定数)

5～6 公立学校教員の給与について

7 教員給与に係る提言等

8 教員の1日当たり平均勤務時間の内訳

9 勤務日・1日当たり平均の残業時間の分布

### 【国際比較】

10 1学級当たり児童生徒数 [国際比較]

11 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

頁

12 初等中等教育への公財政支出 対GDP比 [国際比較]

13 一人当たり公財政支出教育費

### 【地方交付税措置関係】

14 図書費の措置状況 [都道府県比較]

15 学校図書館図書整備5か年計画

16 教材費の措置状況 [都道府県比較]

17 校内LAN整備率 [都道府県比較]

### 【予算面での学校裁量】

18～20 学校裁量予算を導入している教育委員会の状況

# 公務員の総人件費改革

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日公布・施行)

(地方公務員の職員数の純減)

**第55条** 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

- 2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。
- 3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。)その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

4 (略)

5 (略)

(地方公務員の給与制度の見直し)

**第56条** 地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする。
- 3 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和三十九年法律第二号)の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。

# 公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

## 学級編制の標準の変遷

標準法制定直前の  
各県の基準の平均

60人

第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
50人	45人	→	→	40人	→	→

平成18年度の1学級当たり平均児童生徒数は小学校25.8人、中学校30.0人。

## 第1次～第7次改善計画の概要

区 分	第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
内 容	学級編制(50人)の標準を明定 教職員定数の標準を明定 対象学校種は小学校、中学校及び盲・聾学校小・中学部 対象職種は校長、教頭、教員、養護教諭等、事務職員、寮母等	45人学級を実施 複式学級の編制標準の改善 対象学校種を養護学校小・中学部に拡大 教職員の配置率の改善等	小学校における4個学年複式学級の解消及び中学校における3個学年複式学級の解消並びに他の複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校の重複学級編制の標準の明定並びに特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 教職員の配置率の改善 中学校に生徒指導担当教員分の定数を措置 教育困難校等に対する加配制度の創設 研修等定数の制度の創設 事務職員の複数配置等	小学校における3個学年複式学級の解消及び小学校、中学校の2個学年複式学級編制の標準の改善 特殊学級の編制標準の改善 対象職種を学校栄養職員に拡大 中学校を重点としての教職員配置率の改善 教育困難校等加配及び研修等定数の増等	40人学級を実施 複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 教頭定数をはじめとした教職員配置率の改善 教育困難校等加配及び研修等定数の増等	複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 チームティーチング等指導方法の工夫改善のための定数加配措置の創設 通級指導、不登校対応、外国人子女等日本語指導、コンピュータ教育加配の創設 教頭複数配置 生徒指導担当教員 教育困難校等加配及び研修等定数の増 養護教諭の複数配置等	少人数指導や習熟度別指導を行うなどきめ細かな指導を行うための定数加配の拡充 教頭複数配置の拡大 養護教諭の複数配置の拡大、加配創設 学校栄養職員の配置率の改善、加配創設 事務の共同実施を行う学校への加配創設等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	18,000人	77,960人	11,801人	38,610人	57,932人	78,600人	26,900人
差引計	16,000人	16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	48,200人	0人

平成18年度の本務教員数は、小学校417,858人、中学校248,280人。

# 公立小・中学校における教職員配置の標準

## 小学校12学級の例(各学年2学級)

校長	1人
教頭	1人
教諭 学級担任	12人
教務主任	1人
(指導方法工夫改善	1人(加配))
養護教諭	1人
事務職員	1人

## 中学校12学級の例(各学年4学級)

校長	1人
教頭	1人
教諭 教科担任	18人(教務主任・学級担任を含む)
(指導方法工夫改善	2人(加配))
(児童生徒支援	1人(加配))
養護教諭	1人
事務職員	1人

加配とは、チームティーチングや習熟度別少人数指導等が行われている場合、生徒指導上の課題がある場合などに、必要に応じて、都道府県教育委員会の判断により教職員が増員されるもの。

上記のほか、学校給食の実施形態に応じて栄養教諭等が配置される。そのほか、市町村費により、学校用務員や給食調理員等が配置されている。

## 学校への支援(加配教職員定数)

### 学校現場の諸課題に対応する教職員配置 - 加配教職員定数について -

加配教職員定数は習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

加配事項	内容	予算定数
指導方法工夫改善(法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,071人
通級指導対応(法15条2号)	軽い障害をもつ児童生徒の機能回復のためのいわゆる通級指導対応	2,451人
児童生徒支援(法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,377人
研修等定数(法15条4号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,453人
養護教諭(法15条2号)	事件の発生に伴う心のケアなど児童生徒の心身の健康への対応	188人
栄養教諭等(法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	161人
事務職員(法15条3号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	726人
合計		54,427人

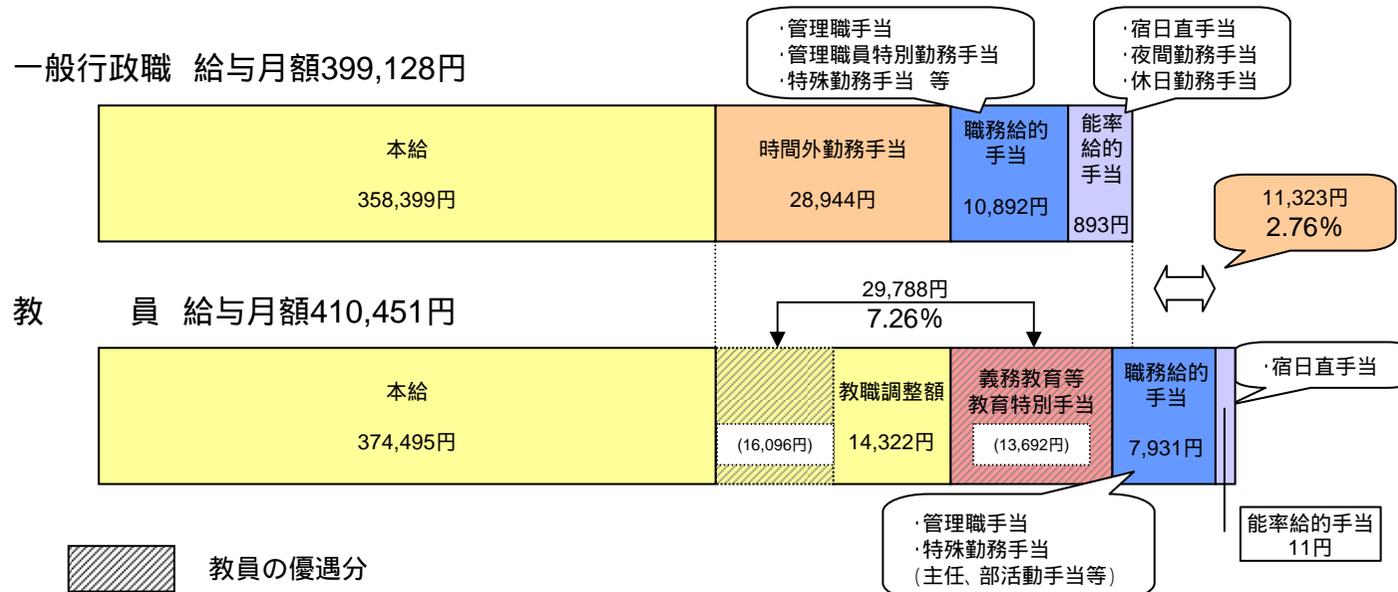
(法とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)

# 公立学校教員の給与について

## 教員給与制度の特徴

1. 人材確保法  
人材確保法により、一般の公務員の給与よりも優遇。
2. 教職調整額  
教員の職務と勤務態様の特殊性より  
時間外勤務手当は支給しない  
給料の4%が教職調整額として一律に支給

## 一般行政職と教員の給与比較(平成13年度～17年度における5年間平均)



一般行政職、教員ともに平均年齢42歳(大卒)とした場合の平均給与月額

## 公立義務教育諸学校の教職員給与総額等 (平成19年度義務教育費国庫負担金所要額ベース)

総 額	4兆9,977億円 (1/3:1兆6,659億円)
予算人員	701,777人
平均年収	702万円 ( )

< 1 / 3 は、国庫負担分。以下同じ。 >

公立小・中学校教員の平均年齢 小学校44.5歳、中学校43.7歳(H18年度調査)

## 2.76% (教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分) の影響額 (平成19年度義務教育費国庫負担金所要額ベース)

総 額	1,290億円 (1/3:430億円)
-----	---------------------

## 部活動手当の支給実態等 (平成17年度実績) 中・高校の合計 (土日に4時間以上従事した場合のみ)

単 価	1,200円 ( 1)
実績回数	7,845,957回 ( 2)
総 額	103億円 ( 3)

- 1 1,200円は部活動手当の国庫負担単価であり、実際の単価は各県の条例等で定められている
- 2 H17年度1年間の延べ指導回数
- 3 H17年度決算額

## 非常勤講師手当の支給実態等 (平成17年度実績) 小・中学校の合計 (国庫負担の対象となる非常勤講師のみ。)

時 給	2,800円 ( 1)
人 数	18,945人 ( 2)
総 額	287億円 ( 3)

- 1 2,800円は地方交付税の積算単価であり、各県で非常勤講師の時給について定めている
- 2 H17.5.1現在の県費採用人数 (教諭等の定数を活用して採用した国庫負担の対象となる非常勤講師の人数)
- 3 H17年度決算額 (教諭等の定数を活用して採用した国庫負担の対象となる非常勤講師の手当の総額)

## 教員給与に係る提言等

### 行革推進法(平成18年6月公布・施行)

政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。  
(第56条第3項)

### 骨太の方針2006(平成18年7月閣議決定)

義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。

- ・人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

### 教員給与の今後の在り方について(平成19年3月中教審答申)

安定的に教員に優秀な人材を確保していくためにも、教員給与の優遇措置を定めた人材確保法の精神は今後とも大切にすべきであり、人材確保法を堅持することが必要である。(中略)人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員給与にメリハリを付ける所要の経費の確保について、今後、教員勤務実態調査の結果等も踏まえて、平成20年度予算において政府が真摯に対応することを要請する。

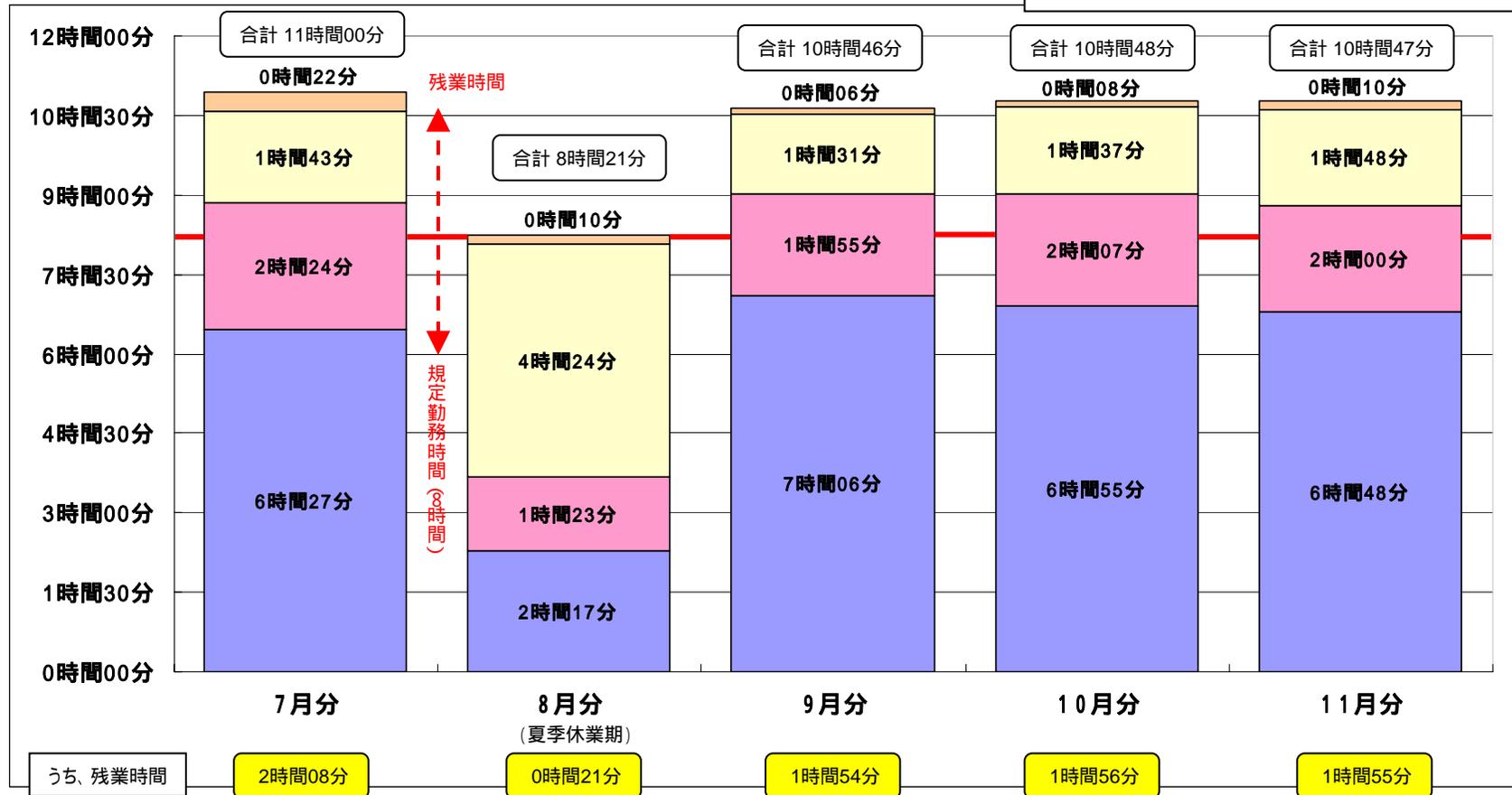
# 教員の1日当たり平均勤務時間の内訳

- 教員勤務実態調査 - 暫定集計(7月～11月分)

昭和41年度調査と比べると、残業時間は大幅に増えている。  
 [昭和41年度調査 1ヶ月当たり8時間程度] [平成18年度調査 1ヶ月当たり30時間を超える残業時間]

事務・報告書等の業務などに多くの時間が割かれている。

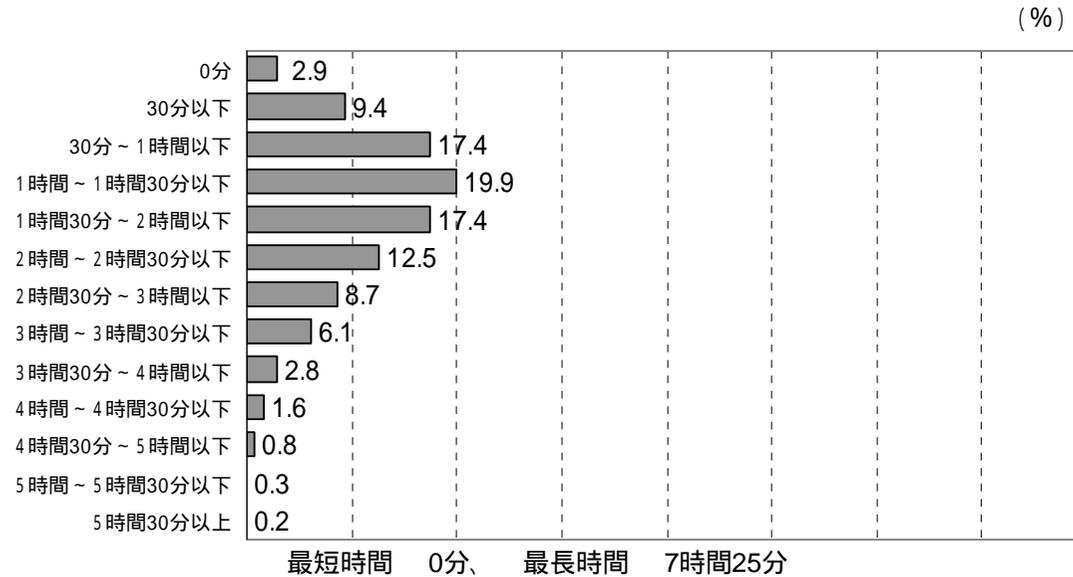
- 外部対応(保護者・PTA対応、行政機関等)
- 事務・報告書作成、会議、その他の校務
- 授業準備、成績処理、学級通信の作成等
- 授業、補習指導、生徒指導、部活等



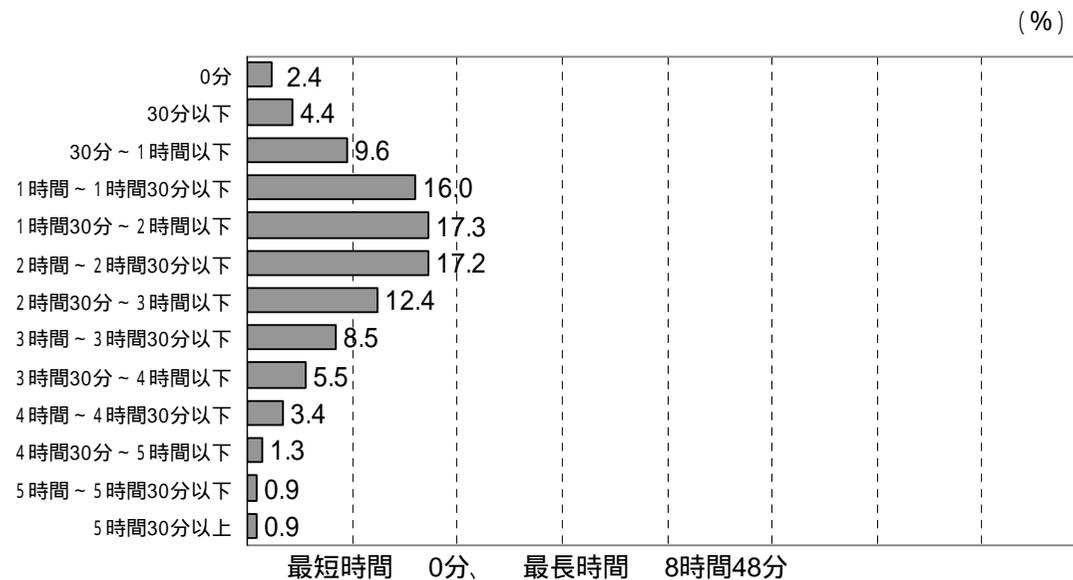
調査期間:平成18年7月から12月の6ヶ月間  
 調査対象:公立小学校180校、公立中学校180校(小・中学校ともに毎月対象校を変更)、延べ4万6千人  
 勤務時間には休憩の時間を含めていない。また勤務時間の「合計」は端数等調整後。

# 勤務日・1日当たり平均の残業時間の分布

## 小学校

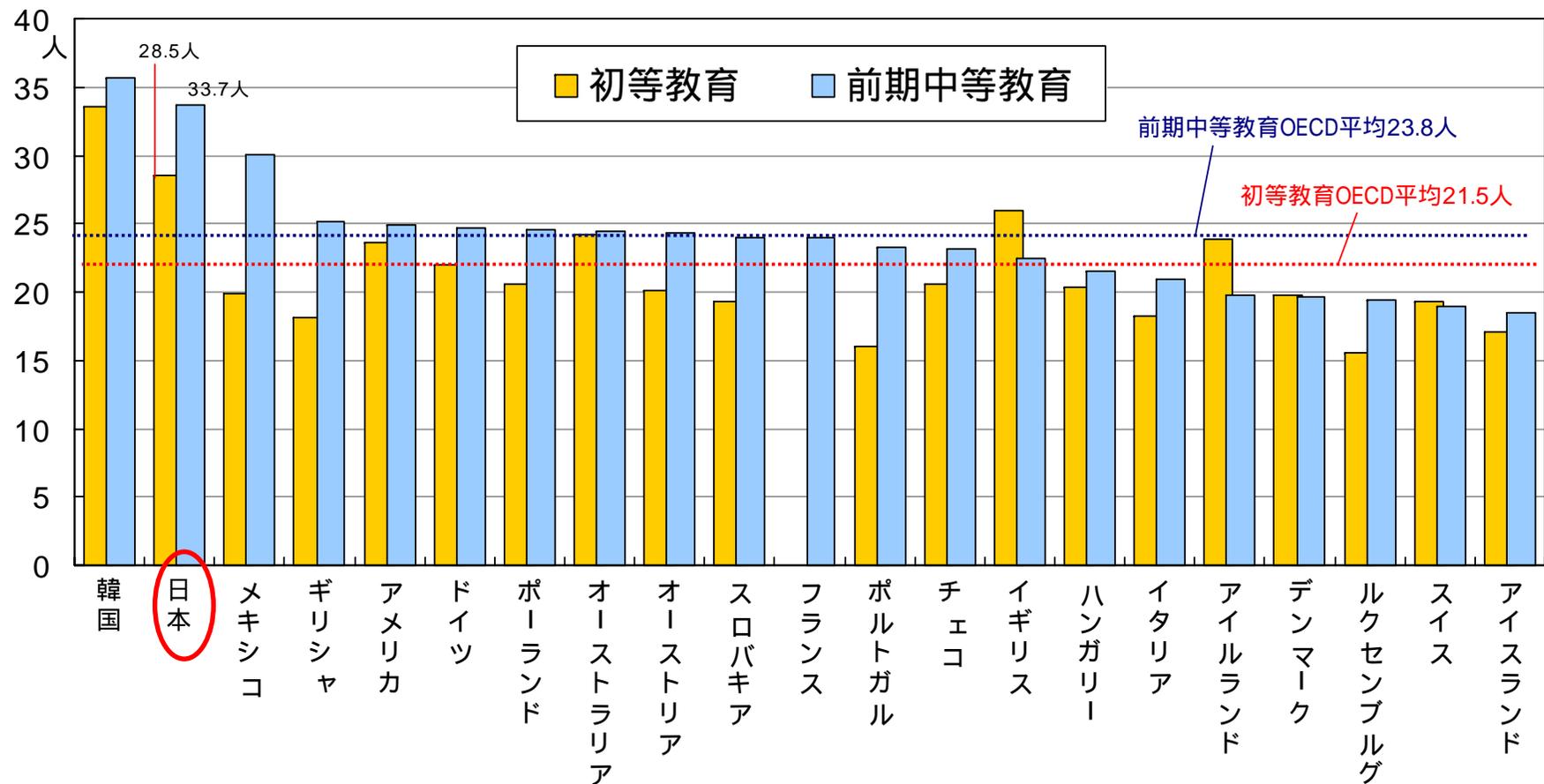


## 中学校



# 一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

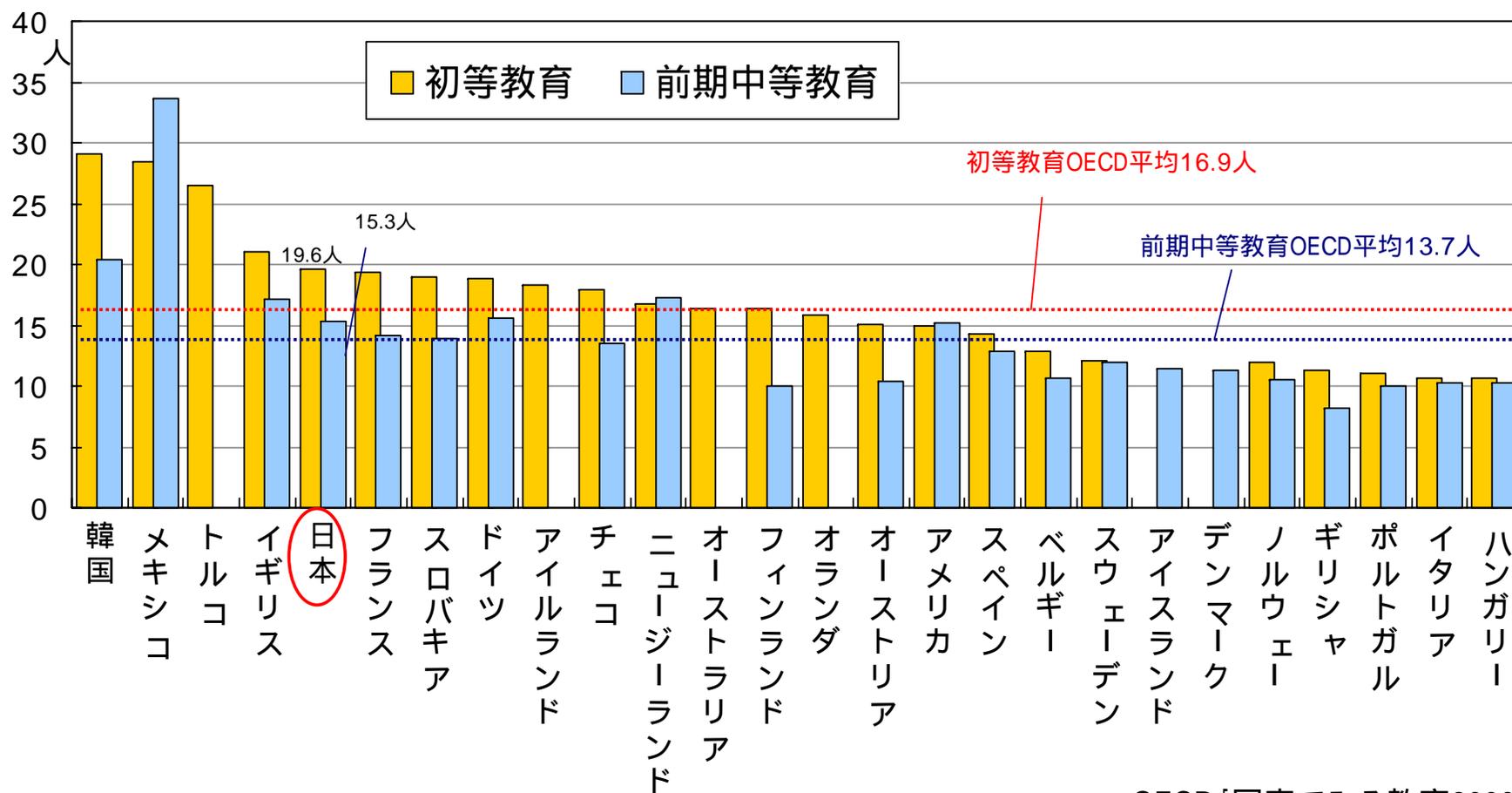
国公立学校での平均学級規模(2004年)は、初等教育28.5人、前期中等教育33.7人であり、OECD平均を上回っており、OECD加盟国中もっとも高い国の一つ。  
 (日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間での比較において、特別支援学級が除かれていることなどによる)



OECD「図表でみる教育2006」

# 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

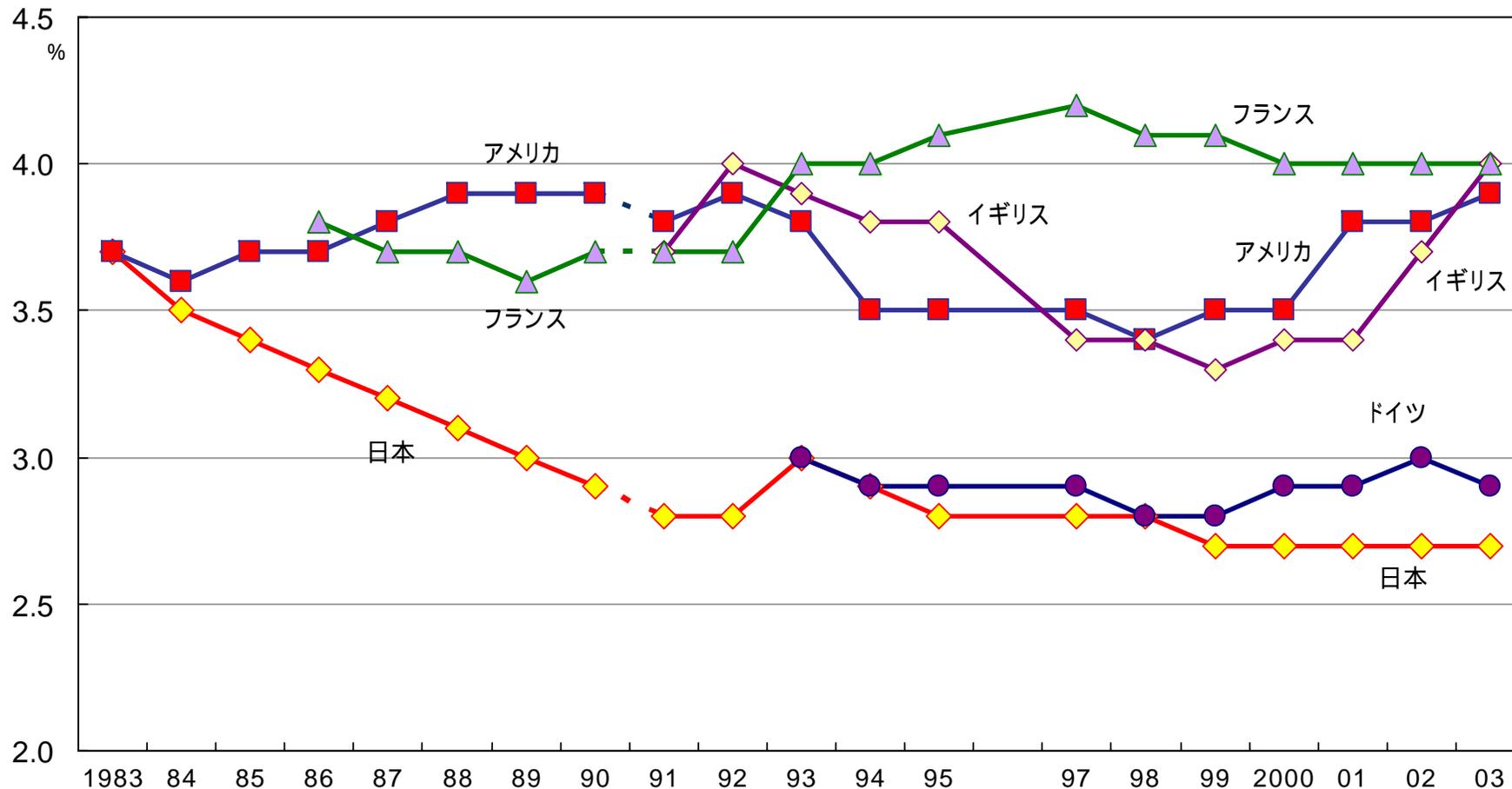
国公立学校での教員1人当たり児童生徒数(2004年)は、初等教育19.6人、前期中等教育15.3人であり、OECD平均を上回っている。  
 (日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間の比較において、校長・教頭が除かれていることなどによる)



OECD「図表でみる教育2006」

# 初等中等教育への公財政支出 対GDP比 [国際比較]

GDPに対する初中教育費への公財政支出比率の推移 (90年までは対GNP費)  
 近年、米・英とも急速に初等教育予算を増やしている。



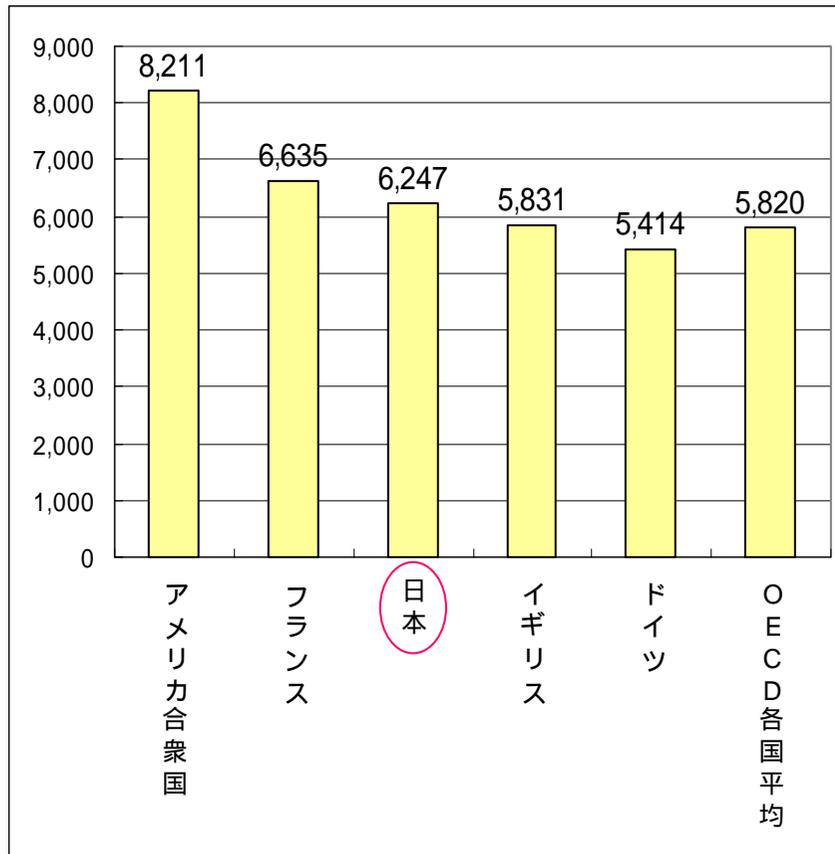
1990年までは対GNP比を使用(文部省調査)

1991年から対GDP比を使用(OECD調査)

# 一人当たり公財政支出教育費(2003年)

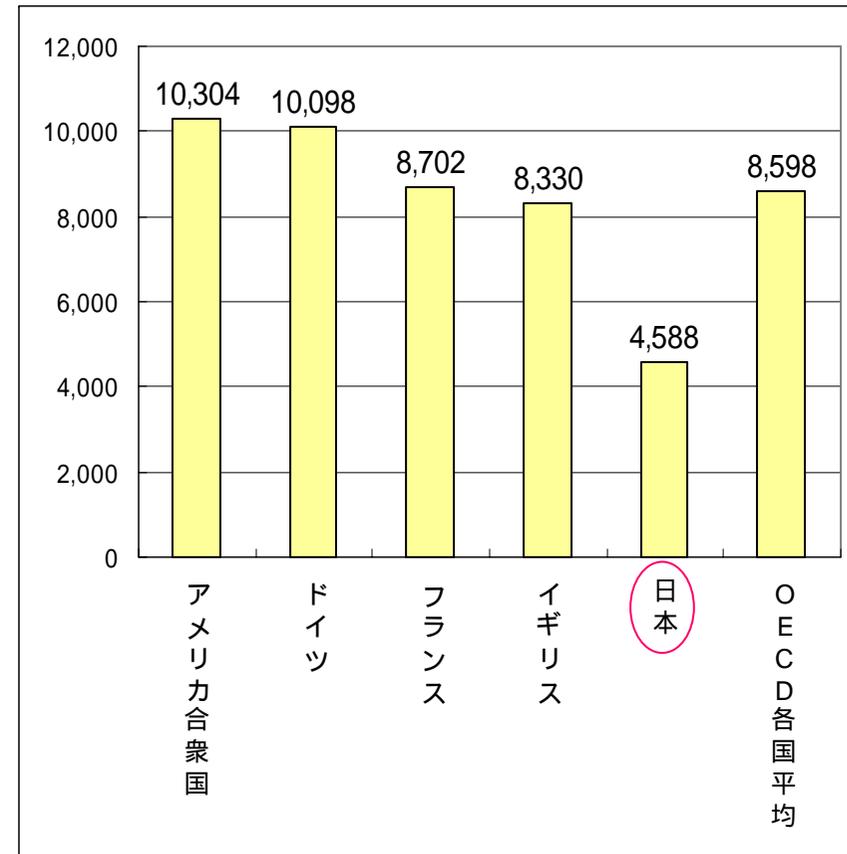
## 初等中等教育

(米ドル)



## 高等教育

(米ドル)



注) 1 購買力平価による米ドル換算額

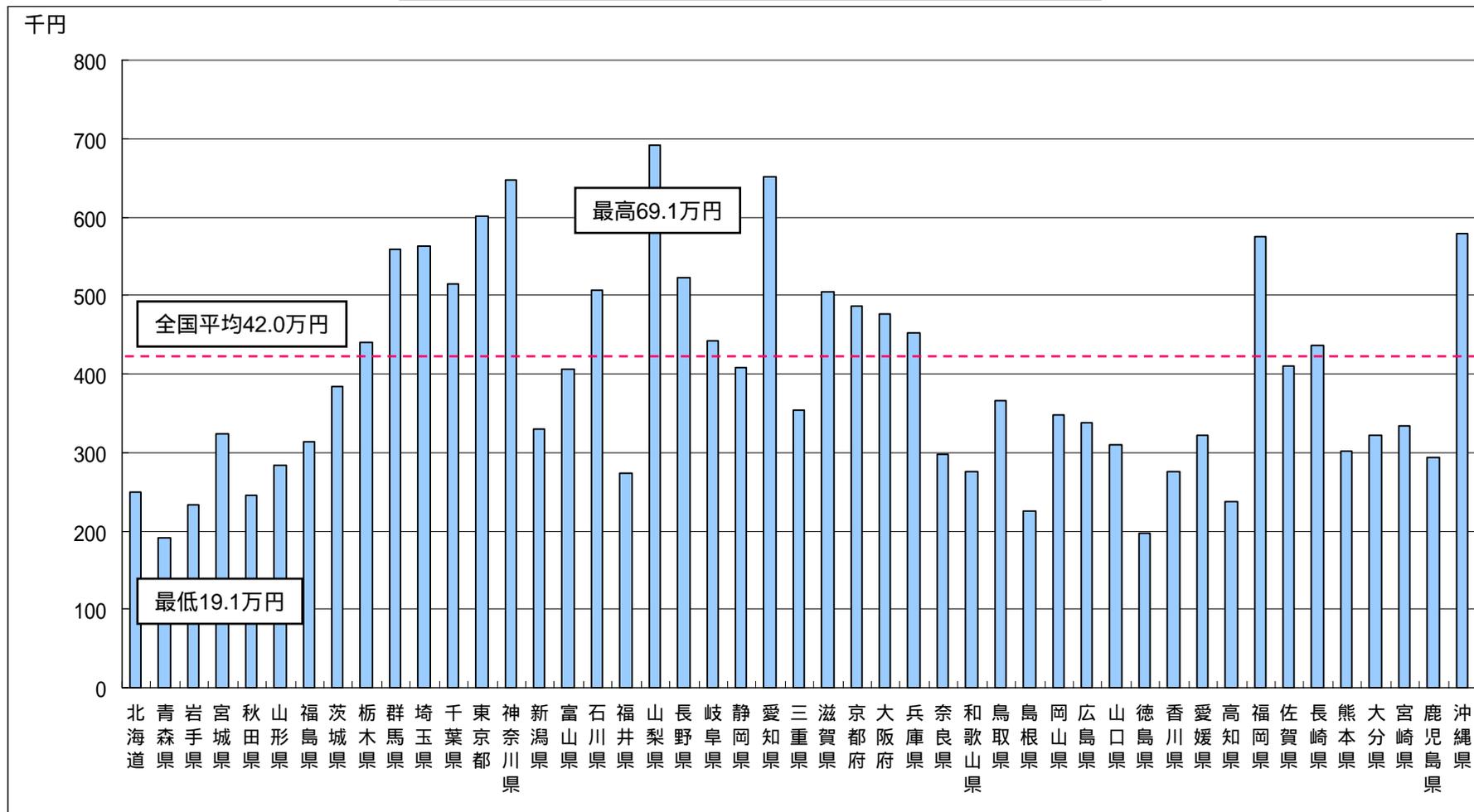
2 日本の購買力平価は1ドル = 約139円

3 高等教育における教育費の範囲には、研究・開発活動を含む。

(資料) 文部科学省「教育指標の国際比較」(平成19年版)

# 図書費の措置状況[都道府県比較]

学校図書館図書の購入額  
(小学校1校当たりの図書購入費(平成16年度))



(文部科学省調べ)

# 学校図書館図書整備5か年計画

新たな「学校図書館図書整備5か年計画」(地方交付税措置)

目標:5年間で学校図書館図書標準を達成

平成19～23年度 総額1,000億円(増加冊数分:400億円、更新冊数分:600億円)  
単年度 総額 200億円(増加冊数分:80億円、更新冊数分:120億円)

(注1)増加冊数分:学校図書館図書標準達成のために増やすべき冊数

(注2)更新冊数分:内容が古くなったこと等により廃棄される図書を更新するための冊数

(注3)学校図書館図書標準:公立学校において、学校の規模に応じて整備すべき蔵書数の目標を定めたもの  
(平成5年3月策定)

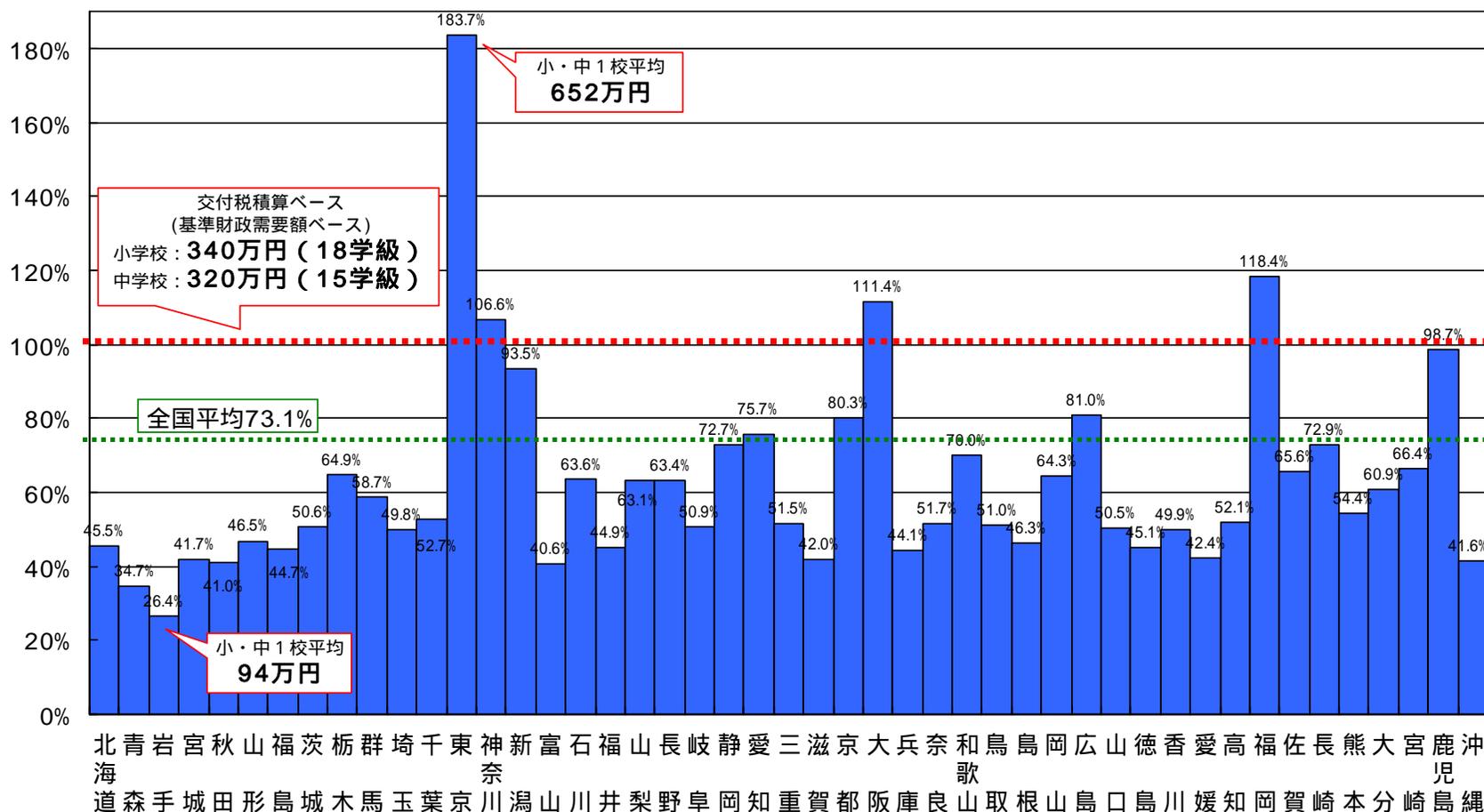
(例)小学校(12学級)7960冊、中学校(12学級)10720冊

平成16年度未達成学校数の割合:小学校37.8%、中学校32.4%

〃 1校当たり平均蔵書冊数:小学校7082冊、中学校8767冊

# 教材費の措置状況[都道府県比較]

(平成17年度決算)

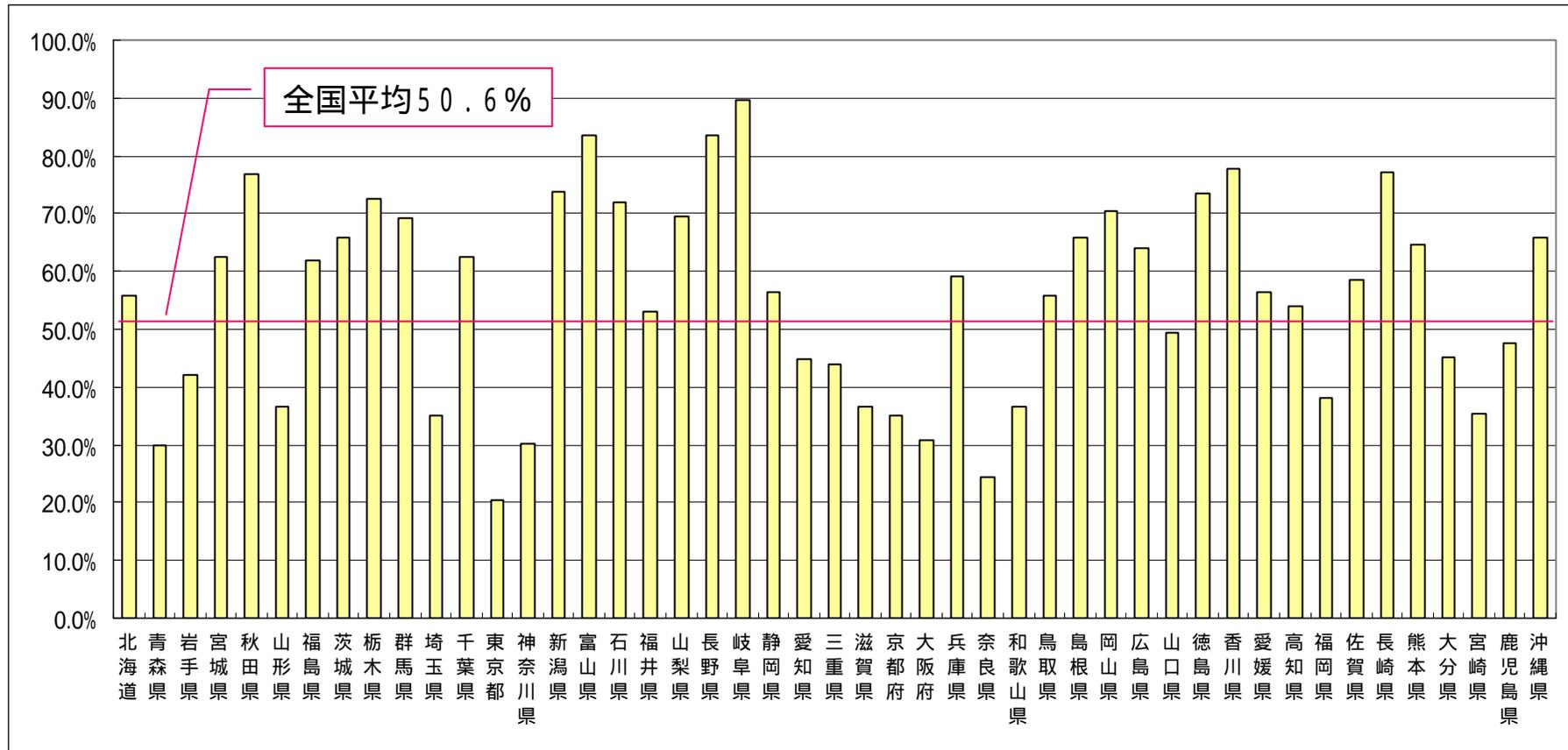


注)「交付税積算ベース(基準財政需要額ベース)」とは、地方交付税交付金算定基礎の単位費用(小学校3,402千円(18学級)、中学校3,202千円(15学級))に各都道府県の学級数を乗じて各都道府県ごとに算出した教材費総額をいい、これらの額をそれぞれ基準(100%)としている。「措置率」とは、各都道府県の教材費(決算額)を当該都道府県の「交付税積算ベース」の額で除したものである。

(文部科学省調べ)

# 校内LAN整備率[都道府県比較]

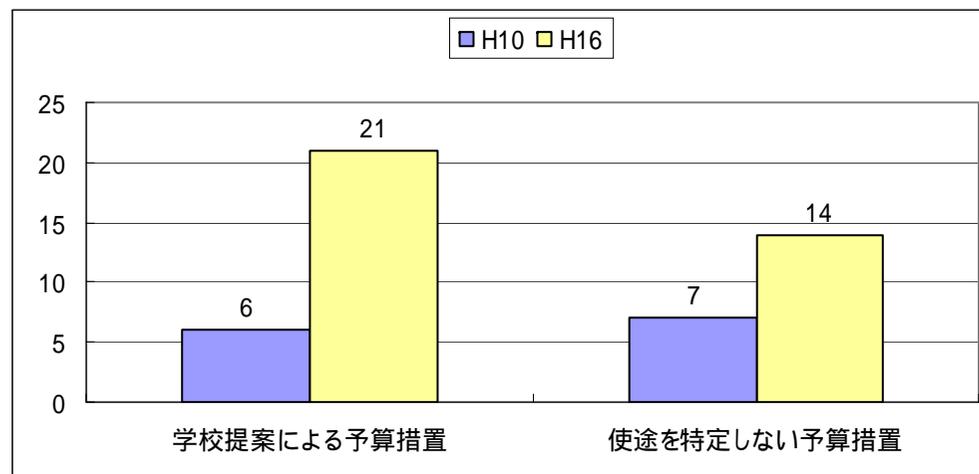
(平成18年3月31日現在)



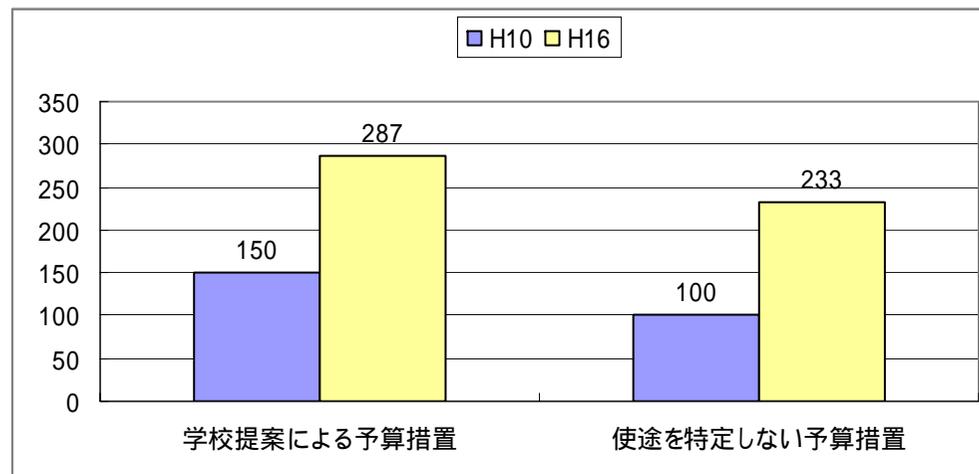
文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

# 学校裁量予算を導入している教育委員会の状況(1)

・都道府県・指定都市



・市町村



注) 1 母数は、都道府県・指定都市教育委員会・・・60、市町村教育委員会・・・3115である。

2 「H16」は平成16年4月1日現在、「H10」は平成11年3月31日以前の取組を指す。

なお、事業開始年度等が不明なものは、「H10」にカウントしている。

(文部科学省調べ)

## 学校裁量予算を導入している教育委員会の状況(2)

### 学校の企画・提案に応じた予算配分の具体例

学校の創意工夫、自主的な取組に関して、各学校が企画・提案を行い、教育委員会において評価・査定を行ったうえで、必要な予算を措置。

#### 岐阜県: 県立学校長自主プラン推進事業

- ・県立高等学校、特殊教育諸学校の全校を対象
- ・1校当たり: 平均60万円程度

#### 高知県: 21ハイスクールプラン推進事業

- ・県立高等学校(県立中学校を含む)の全校等を対象
- ・1校当たり: 35～600万円程度

#### 秋田県: ドリームプロジェクト支援事業

- ・市町村立学校から150校程度を選定
- ・1校当たり: 50万円程度(県負担は25万円)

#### 学校花まるっプラン事業

- ・県内の全高等学校(市立、私立等を含む)等を対象
- ・1校当たり: 上限70万円程度

### 用途を特定しない経費の措置の具体例

学校に対して、予算費目をあらかじめ指定せず、校長の裁量により用途を決定できる経費を措置し、各学校は、独自に執行計画を立案し、執行までを行う。学校経営計画を策定、事後的な学校評価等を絡めて実施される場合も多い。

#### 横浜市: 学校の特色づくり推進費

- ・小学校、特殊教育諸学校: 300万円
- ・中学校: 400万円
- ・高等学校: 500万円

#### 東京都: 自立経営推進予算

- ・高等学校、特殊教育諸学校: 平均約2,000万円
- 従来の【高等学校管理費】等の一部を組み替え。
- その他に、学校経営計画を教育委員会が評価し、重点的に支援する学校を定める【重点支援予算】も平行して導入。

#### 静岡県: 学校経営予算

- ・高等学校、特殊教育諸学校: 平均約3,000万円(高等学校)
- 従来の【高等学校管理費】等を組み替え。

(文部科学省調べ)

## 学校裁量予算を導入している教育委員会の状況(3)

### 校長が専決で執行できる金額の引上げ

都道府県・指定都市	平成11年度以降、10団体で実施
市町村	平成11年度以降、125団体で実施

(平成16年度文部科学省調べ)

### 校長専決金額引上げの具体例(市教委の例)

建物、設備及び校地内の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の校長専決金額を、1件30万円から50万円に引き上げた例。

小破修繕業務についての校長専決金額を、1件30万円から200万円に、施設整備についての校長専決金額を、1件30万円から100万円に引き上げた例

不動産以外の物品の買入決定、工事の施行決定並びにこれらに伴う経費の支出決定において、校長専決金額を、1件50万円から100万円に引き上げた例

(事務局調べ)